平成二十一年政令第二百二十二号

内閣は、エネルギー供給事業者による非化石エ の環境適合利用及び化石エネルギー原料のエネルギー供給事業者によるエネルギー源 有効な利用の促進に関する法律施行令

七十二号)第二条第一項第三号、第二項、第三 ネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効 項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条第 な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第 項の規定に基づき、この政令を制定する。 (燃料製品) 第七項及び第八項、第七条第一項及び第二

第一条 エネルギー供給事業者によるエネルギー 油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯 効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有 品及びコークスとする。 律第七十二号。以下「法」という。)第二条第 (製造に準ずる行為)

第二条 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとす 法第二条第一項第三号の政令で定める行 次の表の上欄に掲げる燃料製品の種類に

|軽油、重油、石油|と又は輸入すること若しくは ガス及びコークス 揮発油、 可燃性天然ガ第三者に委託して製造するこ 灯油、第三者に委託して製造するこ 第三者に委託して輸入する

(原油等から製造される燃料)

あって政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽 可燃性天然ガス又は石炭から製造される燃料で のは、アンモニアとする。 法第二条第二項に規定する原油、石油ガス、 法第二条第二項のその他政令で定めるも

油、重油、石油アスファルト、石油コークス、

可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール

(再生可能エネルギー源) 及びコークス炉ガスとする。

第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、 次のとおりとする。

太陽光

風力

地 水熱 力

太陽熱

一号に掲げるものを除く。 大気中の熱その他の自然界に存する熱

を除く。)をいう。) るもの(法第二条第二項に規定する化石燃料 ってエネルギー源として利用することができ バイオマス(動植物に由来する有機物であ

(特定エネルギー供給事業者が行う事業)

|第五条 法第二条第七項の政令で定める事業は、 次のとおりとする。

第二号及び第八条第二号において同じ。)を 条第一項第三号に規定する製造(可燃性天然 あって、可燃性天然ガス製品の製造(法第二 号)第二条第二項に規定するガス小売事業又 号)第二条第一項第二号に規定する小売電気 して供給するもの 者から受託して製造することを除く。第七条 ガス製品に係るものに限る。)をいい、第三 は同条第五項に規定する一般ガス導管事業で 又は同項第十二号に規定する特定送配電事業 事業、同項第八号に規定する一般送配電事業 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十

第三者から受託して輸入することを除く。第 定する製造(揮発油に係るものに限る。)を をして供給する事業 七条第三号及び第八条第三号において同じ。) 揮発油の製造(法第二条第一項第三号に規 い、第三者から受託して製造すること及び

(特定燃料製品供給事業者が行う事業)

第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、 次のとおりとする。

二 揮発油、灯油、軽油又は重油(第十条第1 号及び第十一条第二号において「揮発油等」 ス製品の製造をして供給するもの のに限る。第十条第一号及び第十一条第一号 事業であって、可燃性天然ガス(液化したも において同じ。)を原料として可燃性天然ガ ガス事業法第二条第十一項に規定するガス

(供給する電気等の供給量の要件) という。)の製造をして供給する事業

第七条 法第七条第一項の政令で定める要件は 次のとおりとする。

電気事業者をいう。次条第一号において同 気事業者(法第二条第一項第一号に規定する 事業年度におけるその供給する電気(他の電 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第 号に掲げる事業を行うものにあっては、前 第十一条

(前 億キロワット時以上であること。 じ。) に供給したものを除く。) の供給量が五

天然ガス製品の供給量が九百億メガジュール事業年度におけるその製造し供給する可燃性二号に掲げる事業を行うものにあっては、前一 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第 天然ガス製品の供給量が九百億メガジュー 以上であること。

事業年度におけるその製造し供給する揮発油三号に掲げる事業を行うものにあっては、前一 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第 の供給量が六十万キロリットル以上であるこ

第八条 法第七条第二項の前事業年度における (供給する電気等の供給量の算定方法) 供給する電気又は製造し供給する燃料製品の供 給量は、次の各号に掲げる区分に応じ、 れ当該各号に定める数量とする。 、それぞ

電気事業者に供給する電気の供給量を減じ 気の供給量から当該前事業年度における他の 電気 当該前事業年度における供給する電

ける製造し供給する可燃性天然ガス製品の供二 可燃性天然ガス製品 当該前事業年度にお

三 揮発油 当該前事業年度における製造し供

2

(他の者から調達する電気の量の要件) 給する揮発油の供給量

第十条 法第十三条第一項の政令で定める要件 第九条 法第十条の政令で定める要件は、 量を二で除して得た量以上であることとする。該前事業年度におけるその供給する電気の供給 年度における他の者から調達する電気の量が当 (使用する化石エネルギー原料の数量の要件) 前事業

次のとおりとする。

等」という。)の数量が三百万キロリットル発油等の原料(次条第二号において「原油 号に掲げる事業を行うものにあっては、前事特定燃料製品供給事業者のうち第六条第二 の数量が百二十万トン以上であること。 業年度におけるその使用する可燃性天然ガス 号に掲げる事業を行うものにあっては、前事特定燃料製品供給事業者のうち第六条第一 以上であること。 業年度におけるその使用する原油その他の揮 2

(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方

ろにより算定する同条第一項の前事業年度にお

法第十三条第二項の政令で定めるとこ

ける使用する化石エネルギー原料の数量は、次 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める数量とする。

可燃性天然ガス製品の製造に使用する可燃性 可燃性天然ガス 当該前事業年度における

済産業省令で定めるところにより原油の数量 の製造に使用する原油等の数量をそれぞれ経 に換算した数量を合算した数量 原油等 当該前事業年度における揮発油等

(報告及び立入検査)

第十二条 経済産業大臣は、法第十七条第一項 規定により、特定エネルギー供給事業者に対 し、次の事項に関し報告させることができる。 おいて同じ。)及び供給に関する事項 第一項第三号に規定する製造をいう。次項に 電気の供給又は燃料製品の製造(法第二条

並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を 供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備 の事務所、工場又は事業場に立ち入り、電気の より、その職員に、特定エネルギー供給事業者 二 非化石エネルギー源の利用量又は電気の 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定に 備の状況、再生可能エネルギー源の利用に係 ネルギー源の環境適合利用に関する事項 る費用の負担の方法に関する事項その他の の、エネルギー源の環境適合利用に関する設 って法第二条第四項に規定する措置に係るも ネルギー源として利用した化石燃料の量であ

第十三条 経済産業大臣は、法第十七条第一項 次の事項に関し報告させることができる。 規定により、特定燃料製品供給事業者に対 燃料製品の製造及び供給に関する事項

検査させることができる。

一 使用する化石エネルギー原料の数量、 状況その他の化石エネルギー原料の有効な利 エネルギー原料の有効な利用に関する設備の 用に関する事項 化石

の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関 事務所、工場又は事業場に立ち入り、 より、その職員に、特定燃料製品供給事業者の できる。 連施設並びに関係帳簿書類を検査させることが 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定に

附

月二十八日)から施行する この政令は、 法の施行の日 (平成二十一年

2	
	附則(平成二八年二月一七日政令第四 三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八 年四月一日)から施行する。 附則(平成二九年三月二三日政令第六八 年四月一日)から施行する。 附則(令和五年三月二三日政令第六八 号) 抄 (施行期日)